

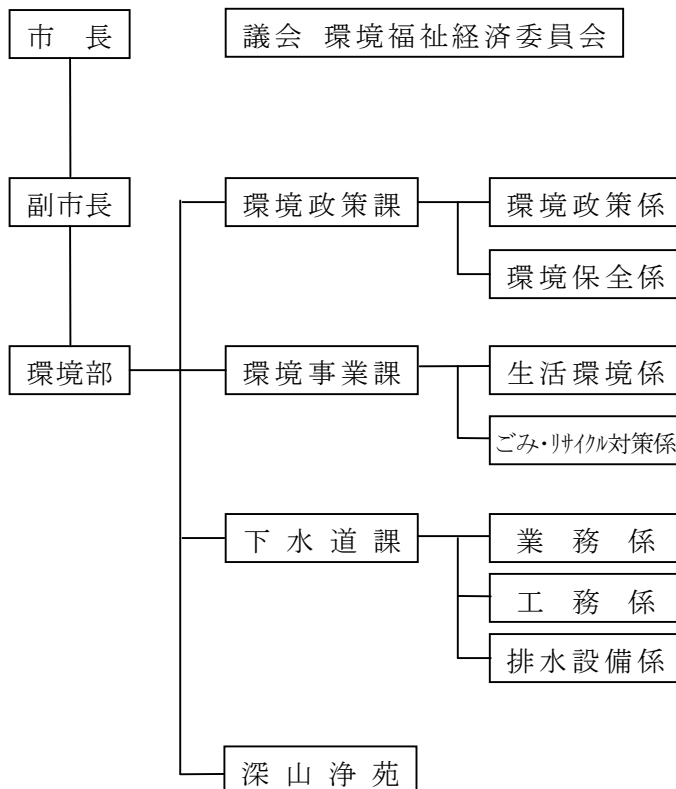
## 第2章 環境保全体制

## 第2章 環境保全体制

### 1 環境行政組織及び事務分掌

本市の公害行政機構は、昭和45年安全対策課に公害交通係を設置したことに始まります。平成9年には「光市環境保全行動計画」を推進するため、課の名称を環境保全課として機構を改め、平成13年には環境保全への取り組みを強化するため部を環境市民部とし、更には平成19年に環境部環境政策課として組織改革されました。

平成28年3月31日現在



#### 【環境政策課】

- (1) 地域・地球環境保全の推進に関すること。
- (2) 光市環境基本計画の策定等に関すること。
- (3) 省資源対策、資源再利用及び省エネルギー対策の啓発及び推進に関すること。
- (4) 公害防止に関する総合的対策の企画、調整及び推進に関すること。
- (5) 公害防止についての行政指導に関すること。
- (6) 公害の調査及び測定に関すること。
- (7) 狂犬病予防に関すること。

- (8) 墓園及び墓地並びに火葬場に関すること。
- (9) 周南地区食肉センター組合に関すること。
- (10) 自然敬愛に関する施策の推進に関すること。
- (11) 放置自動車対策に関すること。
- (12) 部内の庶務連絡に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、環境政策・保全に関する事務のうち、他の所属に属さないこと。

## 2 環境関連機器の状況

### (1) 公害関係測定機器の整備状況

(平成27年3月31日現在)

機 器 名	型 式	数 量	購 入 年 月 日
大 気 汚 染 測 定 装 置	GRH-106	1	H9/3
大 気 汚 染 測 定 装 置	GRH-76M-1	1	H元/12
S O <sub>2</sub> 自 動 測 定 装 置	GRH-72M-1	2	H元/12、H3/6
N O <sub>x</sub> 自 動 測 定 装 置	GPH-104	1	H9/3
O <sub>x</sub> 自 動 測 定 装 置	GUX-353	1	H5/5
微 風 向 風 速 計	MVS-320	1	H9/3
微 風 向 風 速 計	MV-110P-C	1	H元/12
微 風 向 風 速 計	MV-110P-S	2	H3/6、H4/6
大 気 環 境 デ ー タ プ ロ グ ラ ム	DNS-101W	1	H12/5
積 分 型 普 通 騒 音 計	NL-06	1	H12/3
積 分 型 普 通 騒 音 計 管 理 ソ フ ト	NL-06PA1	1	H12/3
レ ベ ル レ コ ー ダ ー	LR-07	1	H12/3
振 動 レ ベ ル 計	VM-51	1	H2/4
ロ ー カ ル コ ン バ ー タ ー	DNS-306	1	H13/10

### (2) 県・市の監視機器設置状況

(平成27年3月31日現在)

測 定 機 器 名	数 量	設 置 場 所	設 置 者	備 考
S O <sub>2</sub> ・ S P M 測 定 装 置	1	光 高 等 学 校	県	テレメーター伝送
N O <sub>x</sub> 測 定 装 置	1			
O <sub>x</sub> 測 定 装 置	1			
微 風 向 風 速 計	1			
温 度 ・ 湿 度 ・ 日 照 測 定 装 置	1			
S O <sub>2</sub> ・ S P M 測 定 装 置	1	浅 江 中 学 校	県	テレメーター伝送
N O <sub>x</sub> 測 定 装 置	1			
微 風 向 風 速 計	1			
S O <sub>2</sub> ・ S P M 測 定 装 置	1	虹 ヶ 丘 公 園	市	
N O <sub>x</sub> 測 定 装 置	1			
O <sub>x</sub> 測 定 装 置	1			
微 風 向 風 速 計	1			
S O <sub>2</sub> ・ S P M 測 定 装 置	1	室 積 公 民 館	市	
微 風 向 風 速 計	1			
S O <sub>2</sub> 測 定 装 置	1	三 島 公 民 館	市	
微 風 向 風 速 計	1			
S O <sub>2</sub> 測 定 装 置	1	丸 山 団 地	市	
微 風 向 風 速 計	1			

※県の機器は県環境保健センターで監視